

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（案）  
（平成24年度）

平成24年3月●●日  
厚生労働大臣決定

# 厚生労働省における事後評価の実施に関する計画 (平成24年度)

## 目 次

- 第1 はじめに
  - 第2 計画期間
  - 第3 政策体系及び評価予定表
  - 第4 事後評価の対象及び評価の方法
  - 第5 事後評価の実施
  - 第6 学識経験を有する者の知見の活用
  - 第7 評価結果の政策への反映状況の公表
  - 第8 その他
- 
- 別紙1 政策体系及び評価予定表
  - 別紙2 事業評価予定一覧
  - 別紙3 成果重視事業一覧

## 厚生労働省における事後評価の実施に関する計画 (平成24年度)

### 第1 はじめに

本計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」（平成24年3月●●日厚生労働大臣決定。以下「基本計画」という。）を踏まえて、平成24年度に実施する事後評価の対象、評価の方法等を明らかにするものである。

### 第2 計画期間

本計画の対象期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

### 第3 政策体系及び評価予定

施策体系における各施策目標の測定指標、目標値（達成水準・達成時期）及び事務事業等を別紙1のとおり定める。

### 第4 事後評価の対象及び評価の方法

事後評価の対象及び評価の方法は以下に掲げるとおりとする。

#### 1 政策体系に基づき対象とする政策（基本計画第7の1（1）関係）

政策体系の施策目標については、毎年度、評価又は指標のモニタリングを行う。平成24年度において評価を行う政策及び評価の方法は、別紙1（政策体系及び評価予定）のとおりとする。

加えて、指標のモニタリングの結果（以下「モニタリング結果」という。）により評価の必要が生じた施策目標について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価する。なお、この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策統括官付政策評価官室（以

下「政策評価官室」という。)が、当該政策の担当部局(大臣官房の各課を含む。以下同じ。)及び査定課(大臣官房会計課及び大臣官房人事課)と調整の上、定めることとする。

## 2 研究開発(基本計画第7の1(2)関係)

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発について、原則として事業評価方式により評価することとする。

## 3 公共事業(基本計画第7の1(3)関係)

個々の公共事業であって、「水道施設整備事業の評価の実施について」(平成23年7月7日付健発0707第1号。以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。)で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたものについて、原則として事業評価方式により評価することとする。

## 4 事前評価を実施した政策(基本計画第7の1(4)関係)

事前評価の実施後、一定期間が経過した事業のうち事後評価の対象とするものは、別紙2のとおりとし、事業評価方式により評価することとする。

加えて、事前評価を実施した政策のうち、事前評価の際に設定した評価指標の推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたものについて、事業評価方式により評価する。なお、この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室が、当該事業の担当部局及び査定課(大臣官房会計課)と調整の上、定めることとする。

## 5 政策決定後5年間で決定した時点で未着手のもの及び政策決定後10年間で経過した時点で継続中のもの(基本計画第7の1(5)関係)

個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたものについて、原則として事業評価方式により評価することとする。

## 6 成果重視事業(基本計画第7の1(6)関係)

事後評価の対象とする成果重視事業は、別紙3とし、原則として事業評価方式により評価することとする。

## 7 租税特別措置等(基本計画第7の1(7)関係)

租税特別措置等(法人税、法人住民税、法人事業税)について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価する。なお、具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室が、当

該政策の担当部局及び査定課（政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室）と調整の上、定めることとする。

## 8 閣議決定等（基本計画第7の1（8）関係）

1から7までに掲げるもののほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき政策評価の対象とするものについて、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価することとする。  
なお、この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室が、当該政策の担当部局及び関係する査定課と調整の上、定めることとする。

## 第5 事後評価の実施

### 1 指標のモニタリング

(1) 担当部局は、施策目標のうちモニタリングを実施することとされているものについて、設定した指標についてモニタリング結果を、部局のとりまとめ課で確認の上、政策評価官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室に提出する。

（※ 査定課とは、組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求又は財政投融资資金要求を伴う政策については大臣官房会計課、税制改正要望を伴う政策については政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室をいう。以下同じ。）

(2) 査定課は、モニタリング結果を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。

(3) 政策評価官室は、モニタリング結果を確認の上、とりまとめ、公表する。

### 2 実績評価方式による評価

(1) 担当部局は、施策目標のうち実績評価を実施することとされているものについて、施策目標ごとに指標の達成度を中心として評価を実施し、評価結果を評価書等（法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。）としてとりまとめ、部局のとりまとめ課で確認の上、政策評価官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室に提出する。

(2) 査定課は、評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。

(3) 政策評価官室は、基本計画第8の2に定める「政策評価に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の下に設置した労働・子育てワーキンググループ、医療・衛生ワーキンググループ及び福祉・年金ワーキンググループ（以下「各WG」という。）及び査定課の指摘等を踏まえて担当部局等が修正を加えた評価書等を確認の上、とりまとめ、公表する。

### 3 総合評価方式による評価

- (1) 担当部局は、施策目標のうち総合評価を実施することとされているものについて、当該政策の問題点の把握、原因の分析等を中心に評価を実施し、評価結果を評価書等としてとりまとめ、政策評価官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室に提出する。
- (2) 査定課は、評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。
- (3) 政策評価官室は、査定課の指摘等を踏まえて担当部局等が修正を加えた評価書等を確認の上、とりまとめ、公表する。

### 4 事業評価方式による評価

- (1) 担当部局は、事業評価を実施するものについて、評価を実施し、評価結果を評価書等としてとりまとめ、部局のとりまとめ課で確認の上、政策評価官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室に提出する。
- (2) 査定課は、評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。
- (3) 政策評価官室は、査定課の指摘等を踏まえて担当部局等が修正を加えた評価書等を確認の上、とりまとめ、公表する。

## 第6 学識経験を有する者の知見の活用

実績評価書の作成に当たって、学識経験者等の高度の専門性や実践的知見の活用を図る観点から、政策評価官室は、6月に開催する各WGにおいて、実績評価書（案）の意見聴取を行うこととする。なお、各WGにおいて意見聴取を行う実績評価書（案）は、基本計画第7の1（1）ロに基づき作成した全実績評価書（案）及び基本計画第7の1（1）ハに基づき作成した実績評価書（案）の中から政策評価官室が各WGと調整の上、対象としたものとする。

それ以外の実績評価書（案）については、基本計画第8の1の考え方に基づき、担当部局において、有識者から意見聴取を行うものとする。

また、政策評価官室は、年度末を目処に有識者会議を開催し、次年度の政策評価の実施に関する意見聴取等を行う。

## 第7 評価結果の政策への反映状況の公表

担当部局及び査定課は、評価結果を、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。また、担当部局は、平成24年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について、9月上旬を目途に政策評価官室に報告する。

政策評価官室は、それらの反映状況を確認の上、とりまとめ、公表する。

## 第8 その他

### 1 政策評価の継続的改善

政策評価官室は、政策評価制度全般の改善・充実を図るため、他府省、地方公共団体等及び外国の状況に関する知識などの政策評価に関する情報を幅広く収集し、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めることとする。

### 2 職員の資質の向上

政策評価官室は、職員の資質の向上を図るため、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に適宜提供するとともに、必要に応じて、政策評価に関する説明会を開催する。

### 3 本計画の改正

本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、法、基本方針又は基本計画の変更等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

### 4 厚生労働省における政策評価実施要領

本計画に定めるもののほか、事後評価の実施に関し必要な事項は、「厚生労働省における政策評価実施要領」に定める。

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名					担当部局名					作成責任者名					
施策の概要					政策体系上の位置付け										
予算書との関係					関連施策										
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)					政策評価実施予定 時期(評価予定表)						24	25	26	27	28
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
					23年度	24年度									
1															
2															
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
3															
(参考)測定指標	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度						
4															
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要				達成手段 の目標 (24年度)	施策目標達成への寄与の内容					
	22年度	23年度													
(1)															
(2)															
(3)															
(4)															

**事後の事業評価予定一覧**  
**(事前評価の実施後、一定期間が経過した事業)**

	事業名	関連する施策目標
1	救急医療体制の基盤整備・強化	I-1-1
2	女性医師保育等支援事業	I-2-1
3	新型インフルエンザ対策事業費(新型インフルエンザ関係機関連携事業経費)	I-5-1
4	グローバル臨床研究拠点整備事業	I-8-1
5	女性の健康支援対策事業費	I-10-2
6	ナノマテリアルの有害性等の試験等	III-2-1
7	円滑な職場復帰支援のための職場復帰等相談員の配置	III-2-1
8	ふるさとハローワーク推進事業(仮称)	IV-1-1
9	大都市圏における非正規労働者の就労支援体制の整備	IV-1-1
10	介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援	IV-2-1
11	若年者等試行雇用事業の実施	IV-3-1
12	地域生活定着支援事業	VII-2-1
13	福祉人材確保緊急支援事業	VII-4-1
14	訪問看護支援事業	IX-3-2
15	認知症対策等総合支援事業	IX-3-2
16	昆虫媒介疾患対策	X-1-1

## 成果重視事業一覧

	事業名	関連する施策目標
1	厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業	X II - 1 - 1
2	社会保険業務の業務・システム最適化事業	X II - 1 - 1
3	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業	X II - 1 - 1

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（案）（平成24年度）新旧対照条文  
 ○厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（案）（平成24年度）（平成24年3月●●日厚生労働大臣決定）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成<u>24</u>年度）</p> <p>目 次</p> <p>第1 はじめに                      第2 計画期間                      第3 政策体系及び評価予定表                      第4 事後評価の対象及び評価の方法                      第5 事後評価の実施                      第6 学識経験を有する者の知見の活用                      第7 評価結果の政策への反映状況の公表                      第8 その他</p> <p>別紙1 政策体系及び評価予定表                      別紙2 <u>事業評価予定一覧</u>                      別紙3 成果重視事業一覧</p> <p>第1 はじめに                      本計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」（平成24年3月●●日厚生労働大臣決定。以下「基本計画」という。）を踏まえて、平成23年度に実施する事後評価の対象、評価の方法等を明らかにするものである。</p> <p>第2 計画期間                      本計画の対象期間は、平成<u>24</u>年4月1日から平成<u>25</u>年3月31日までとする。</p> <p>第3 政策体系及び評価予定  <u>施策体系における各施策目標の測定指標、目標値（達成水準・達成時期）</u></p>	<p>厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成<u>23</u>年度）</p> <p>目 次</p> <p>第1 はじめに                      第2 計画期間                      第3 政策体系及び評価予定表                      第4 事後評価の対象及び評価の方法                      第5 事後評価の実施                      第6 学識経験を有する者の知見の活用                      第7 評価結果の政策への反映状況の公表                      第8 その他</p> <p>別紙1 政策体系及び評価予定表                      別紙2 <u>総合評価予定一覧</u>                      別紙3 成果重視事業一覧                      別紙4 <u>事業評価予定一覧</u></p> <p>第1 はじめに                      本計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」（平成19年3月30日厚生労働大臣決定。以下「基本計画」という。）を踏まえて、平成23年度に実施する事後評価の対象、評価の方法等を明らかにするものである。</p> <p>第2 計画期間                      本計画の対象期間は、平成<u>23</u>年4月1日から平成<u>24</u>年3月31日までとする。</p> <p>第3 政策体系及び評価予定  <u>政策体系を別紙1のとおり定める。合わせて、施策中目標及び施策小目</u></p>

及び事務事業等を別紙1のとおり定める。

#### 第4 事後評価の対象及び評価の方法 (略)

- 1 政策体系に基づき対象とする政策（基本計画第7の1（1）関係）  
政策体系の施策目標については、毎年度、評価又は指標のモニタリングを行う。平成24年度において評価を行う政策及び評価の方法は、別紙1（政策体系及び評価予定）のとおりとする。

加えて、指標のモニタリングの結果（以下「モニタリング結果」という。）により評価の必要が生じた施策目標について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価する。なお、この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策統括官付政策評価官室（以下「政策評価官室」という。）が、当該政策の担当部局（大臣官房の各課を含む。以下同じ。）及び査定課（大臣官房会計課及び大臣官房人事課）と調整の上、定めることとする。

2 (略)

- 3 公共事業（基本計画第7の1（3）関係）  
個々の公共事業であって、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成23年7月7日付健発0707第1号。以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたものについて、原則として事業評価方式により評価することとする。

- 4 事前評価を実施した政策（基本計画第7の1（4）関係）  
事前評価の実施後、一定期間が経過した事業のうち事後評価の対象とするものは、別紙2のとおりとし、事業評価方式により評価することとする。

加えて、事前評価を実施した政策のうち、事前評価の際に設定した評価指標の推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたものについて、事業評価方式により評価する。なお、この場合の具体的な対象及

標の達成状況の把握に資する指標及び目標値（達成水準・達成時期）並びに施策中目標ごとの評価予定を別紙1に示す。

目標値については、本計画期間中に実施する事後評価に関連し前年度の実施計画において設定していた目標値等を改めて示すとともに、本計画期間中に実施する施策についても、今後の事後評価に備え、あらかじめ目標値を設定し明らかにしている。

なお、別紙1に示す指標、目標値、事務事業等については、評価書作成時に、より適切な評価を実施する観点から必要があれば、追加等を行うこととする。

#### 第4 事後評価の対象及び評価の方法 (略)

- 1 政策体系に基づき対象とする政策（基本計画第7の1（1）関係）  
政策体系の施策中目標については、毎年度、評価又は指標のモニタリングを行う。平成23年度において評価を行う政策及び評価の方法は、別紙1（政策体系及び評価予定）及び別紙2（総合評価予定一覧）のとおりとする。

加えて、指標のモニタリングの結果により評価の必要が生じた施策中目標について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価する。この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策統括官付政策評価官室（以下「政策評価官室」という。）が、当該政策の担当部局（大臣官房の各課を含む。以下同じ。）及び査定課（大臣官房会計課及び大臣官房人事課）と調整の上、定めることとする。

2 (略)

- 3 公共事業（基本計画第7の1（3）関係）  
個々の公共事業であって、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成21年4月21日健発第0421001号。以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたものについて、原則として事業評価方式により評価することとする。

- 4 事前評価を実施した政策（基本計画第7の1（4）関係）  
事前評価の実施後、一定期間が経過した事業のうち事後評価の対象とするものは、別紙4（事業評価予定一覧）のとおりとし、事業評価方式により評価することとする。

加えて、事前評価を実施した政策のうち、事前評価の際に設定した評価指標の推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたものについて、事業評価方式により評価する。この場合の具体的な対象及び評価

び評価の方法は、政策評価官室が、当該事業の担当部局及び査定課（大臣官房会計課）と調整の上、定めることとする。

5 政策決定後5年間が経過した時点で未着手のもの及び政策決定後10年間が経過した時点で継続中のもの（基本計画第7の1（5）関係）  
（略）

6 成果重視事業（基本計画第7の1（7）関係）  
事後評価の対象とする成果重視事業は、別紙3とし、原則として事業評価方式により評価することとする。

7 租税特別措置等（基本計画第7の1（7）関係）  
租税特別措置等（法人税、法人住民税、法人事業税）について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価する。なお、具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室が、当該政策の担当部局及び査定課（政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室）と調整の上、定めることとする。

8 閣議決定等（基本計画第7の1（8）関係）  
1から7までに掲げるもののほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき政策評価の対象とするものについて、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価することとする。  
なお、この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室が、当該政策の担当部局及び関係する査定課と調整の上、定めることとする。

## 第5 事後評価の実施

### 1 指標のモニタリング

の方法は、政策評価官室が、当該事業の担当部局及び査定課（大臣官房会計課）と調整の上、定めることとする。

5 政策決定後5年間が経過した時点で未着手のもの（基本計画第7の1（5）関係）  
該当なし

6 政策決定後10年間が経過した時点で継続中のもの（基本計画第7の1（5）関係）  
（略）

7 成果重視事業（基本計画第7の1（6）関係）  
事後評価の対象とする成果重視事業は、別紙3（成果重視事業一覧）とし、原則として事業評価方式により評価することとする。

8 租税特別措置等（基本計画第7の1（7）関係）  
租税特別措置等（法人税、法人住民税、法人事業税）について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価する。具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室が、当該政策の担当部局及び査定課（政策統括官付社会保障担当参事官室及び労働政策担当参事官室）と調整の上、定めることとする。

9 閣議決定等（基本計画第7の1（8）関係）  
1から8までに掲げるもののほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき政策評価の対象とするものについて、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価することとする。

10 その他（基本計画第7の1（9）関係）  
その他国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められる政策のうち、本計画の計画期間内に見直しが必要となったものについて、必要に応じ、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価することとする。この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室が、当該政策の担当部局及び関係する査定課と調整の上、定めることとする。

## 第5 事後評価の実施

### 1 政策体系の施策目標の指標のモニタリング

(1) 担当部局は、施策目標のうちモニタリングを実施することとされているものについて、設定した指標についてモニタリング結果を、部局のとりまとめ課で確認の上、政策評価官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室に提出する。

(※ 査定課とは、組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求又は財政投融资資金要求を伴う政策については大臣官房会計課、税制改正要望を伴う政策については政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室をいう。以下同じ。)

(2) (略)

(3) 政策評価官室は、モニタリング結果を確認の上、とりまとめ、公表する。

## 2 実績評価方式による評価

(1) 担当部局は、施策目標のうち実績評価を実施することとされているものについて、施策目標ごとに指標の達成度を中心として評価を実施し、評価結果を評価書等(法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。)としてとりまとめ、部局のとりまとめ課で確認の上、政策評価官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室に提出する。

(2) (略)

(3) 政策評価官室は、基本計画第8の2に定める「政策評価に関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)の下に設置した労働・子育てワーキンググループ、医療・衛生ワーキンググループ及び福祉・年金ワーキンググループ(以下「各WG」という。)及び査定課の指摘等を踏まえて担当部局等が修正を加えた評価書等を確認の上、とりまとめ、公表する。

## 3 総合評価方式による評価

(1) 担当部局は、施策目標のうち総合評価を実施することとされているものについて、当該政策の問題点の把握、原因の分析等を中心に評価を実施し、評価結果を評価書等としてとりまとめ、政策評価官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室に提出する。

(2) (略)

(3) 政策評価官室は、査定課の指摘等を踏まえて担当部局等が修正を加えた評価書等を確認の上、とりまとめ、公表する。

## 4 事業評価方式による評価

(1) 担当部局は、事業評価を実施するものについて、評価を実施し、評価結果を評価書等としてとりまとめ、部局のとりまとめ課で確認の上、政策評価官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室に提出する。

(2) 査定課は、評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。

(1) 担当部局は、設定した指標についてモニタリングし、その結果を適切な時期に査定課及び政策評価官室に提出する。

※ 査定課とは、組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求又は財政投融资資金要求を伴う政策については大臣官房会計課、税制改正要望を伴う政策については政策統括官付社会保障担当参事官室及び労働政策担当参事官室をいう。以下同じ。

(2) (略)

(3) 政策評価官室は、モニタリングの結果をとりまとめ、公表する。

## 2 実績評価方式による評価

(1) 担当部局は、原則として施策中目標ごとの指標の達成度を中心として評価を実施し、評価結果を評価書等(法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。)としてとりまとめ、5月中の適切な時期に査定課及び政策評価官室に提出する。

(2) (略)

(3) 政策評価官室は、評価結果について技術的助言等を行うとともに、当該助言や査定課の指摘等を踏まえて担当部局等が修正を加えた評価書等を取りまとめ、公表する。

## 3 総合評価方式による評価

(1) 担当部局は、①当該政策の問題点の把握、原因の分析等がなされた時期に総合評価を②総合評価結果を踏まえた当該政策の見直しが決定された時期に評価結果の政策への反映状況の報告等を、評価書等としてとりまとめ、評価実施後速やかに政策評価官室に提出する。

(2) (略)

(3) 政策評価官室は、評価結果について技術的助言等を行うとともに、当該助言や査定課の指摘等を踏まえて担当部局等が修正を加えた評価書等を取りまとめ、公表する。

## 4 事業評価方式による評価

上記2に準じ、必要に応じて政策評価官室が担当部局等と調整の上、評価を実施する。

(3) 政策評価官室は、当該助言や査定課の指摘等を踏まえて担当部局等が修正を加えた評価書等を確認の上、とりまとめ、公表する。

#### 第6 学識経験を有する者の知見の活用

実績評価書の作成に当たって、学識経験者等の高度の専門性や実践的知見の活用を図る観点から、政策評価官室は、6月に開催する各WGにおいて、実績評価書(案)の意見聴取を行うこととする。なお、各WGにおいて意見聴取を行う実績評価書(案)は、基本計画第7の1(1)ロに基づき作成した全実績評価書(案)及び基本計画第7の1(1)ハに基づき作成した実績評価書(案)の中から政策評価官室が各WGと調整の上、対象としたものとする。

それ以外の実績評価書(案)については、基本計画第8の1の考え方に基づき、担当部局において、有識者から意見聴取を行うものとする。

また、政策評価官室は、年度末を目処に有識者会議を開催し、次年度の政策評価の実施に関する意見聴取等を行う。

#### 第7 評価結果の政策への反映状況の公表

担当部局及び査定課は、評価結果を、新たな政策の企画立案(組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む)、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。また、担当部局は、平成24年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について、9月上旬を目途に政策評価官室に報告する。

政策評価官室は、それらの反映状況を確認の上、とりまとめ、公表する。

#### 第8 その他

1 (略)

#### 2 職員の資質の向上

政策評価官室は、職員の資質の向上を図るため、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に適宜提供するとともに、必要に応じて、政策評価に関する説明会を開催する。

3 (略)

#### 4 厚生労働省における政策評価実施要領

本計画に定めるもののほか、事後評価の実施に関し必要な事項は、「厚生労働省における政策評価実施要領」に定める。

#### 第6 学識経験を有する者の知見の活用

担当部局は実績評価書の作成に当たって、学識経験者等の高度の専門性や実践的知見の活用を図るとともに、政策評価官室において、「政策評価に関する有識者会議」を開催し、作成した実績評価書について、有識者からの意見聴取を行い、必要に応じて評価書に反映する。

また、政策評価官室は、年度末を目処に「政策評価に関する有識者会議」を開催し、次年度の政策評価の実施に関する意見聴取等を行う。

#### 第7 評価結果の政策への反映状況の公表

担当部局及び査定課は、評価結果を、新たな政策の企画立案(組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む)、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。また、担当部局は、平成23年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について、9月上旬を目途に政策評価官室に報告する。

政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめ、公表する。

#### 第8 その他

1 (略)

#### 2 職員の資質の向上

政策評価官室は、職員の資質の向上を図るため、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に適宜提供するとともに、政策評価に関する説明会を随時開催する。

3 (略)

#### 4 厚生労働省における政策評価実施要領

本計画に定めるもののほか、事後評価の実施に関し必要な事項は、厚生労働省における政策評価実施要領に定める。

